

令和 7 年 9 月 3 0 日 開 会

⑤

令和 7 年 第 3 回 茨 城 県 議 会 定 例 会 議 案 概 要 説 明 書

(第 2 綴)

茨 城 県

目 次

1	公安委員会委員の任命について	1
2	収用委員会委員の任命について	2
3	収用委員会予備委員の任命について	4
4	土地利用審査会委員の任命について	5

1 公安委員会委員の任命について

公安委員会委員（定数３）のうち、藤川雅海氏が令和７年１０月２８日付をもって任期満了となるので、警察法（昭和２９年法律第１６２号）第３９条第１項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者を任命しようとするものである。

草 野 朋 子

昭和３６年１１月１日生



現住所	茨城県常陸太田市
学 歴	昭和５９年 ３月 東京薬科大学薬学部卒業
職 歴	昭和５９年 ４月 鐘紡株式会社入社
	昭和６１年 ５月 合資会社田園薬局入社
	平成 元年 １２月 株式会社本郷台ファーマシー入社
	平成１５年 ７月 有限会社久米薬局開設
	令和 元年 ７月 常陸太田薬剤師会会長
	令和 ２年 １２月 茨城県国民健康保険運営協議会委員
	平成 ３年 ７月 茨城県薬剤師会副会長
	令和 ５年 ５月 常陸太田市社会福祉協議会理事
	令和 ７年 ２月 茨城県医療審議会委員

【任命理由】

公安委員会は、警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、警察法第３８条に基づき、警察を管理する機関として設置されるもので、３人の委員をもって組織される。

候補者は、薬剤師として地域医療の充実に取り組むとともに、茨城県薬剤師会副会長や常陸太田市社会福祉協議会理事を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

公安委員会においては、これらの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、公安委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

2 収用委員会委員の任命について

収用委員会委員（定数7）のうち、望月直美氏及び大塚誠氏が令和7年10月28日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

望 月 直 美

昭和41年10月6日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	平成 6 年 3 月	上智大学大学院法学研究科博士前期課程修了	
職 歴	平成12年10月	弁護士登録	
	平成19年 4 月	茨城県弁護士会副会長	
	平成20年 3 月	茨城県景観審議会委員	
	平成22年 1 月	望月総合法律事務所開設	
	平成26年 2 月	茨城県国土利用計画審議会委員	
	平成27年 1 月	茨城県私立学校審議会委員	
	平成30年 2 月	茨城県収用委員会予備委員（1期）	
	令和 元年10月	茨城県収用委員会委員（2期）	
	令和 5 年 4 月	茨城県弁護士会会長	
	令和 6 年 8 月	茨城県開発審査会委員	

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会会長や茨城県国土利用計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

根 本 智 恵 子

昭和 3 7 年 4 月 1 5 日 生



現住所	茨城県那珂市		
学 歴	昭和 6 0 年	3 月	茨城大学人文学部卒業
職 歴	昭和 6 0 年	4 月	生活福祉部社会福祉課
	平成 2 5 年	4 月	保健福祉部福祉指導課福祉監査室首席福祉監査監
	平成 2 9 年	4 月	総務部首席指導監兼首席監察監兼首席審理員
	平成 3 0 年	4 月	総務部首席指導監兼首席監察監
	平成 3 1 年	4 月	保健福祉部厚生総務課付
	令和 3 年	4 月	総務部総務事務センター長
	令和 4 年	4 月	茨城県県北県民センター長
	令和 5 年	3 月	茨城県退職
	令和 5 年	6 月	一般社団法人茨城県病院協会理事兼事務局長

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第 5 1 条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7 人の委員をもって組織され、2 人の予備委員を置いている。

候補者は、昭和 6 0 年の茨城県入庁以来、総務部首席指導監兼首席監察監や県北県民センター長などを歴任し、県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、収用委員会委員として適任であり任命しようとするものである。

3 収用委員会予備委員の任命について

収用委員会予備委員（定数2）のうち、遠藤俊弘氏が令和7年10月28日付をもって任期満了となるので、土地収用法（昭和26年法律第219号）第52条第3項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

遠 藤 俊 弘

昭和45年6月24日生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	平成 7 年 3 月 明治大学法学部卒業
職 歴	平成15年10月 弁護士登録
	平成21年 4 月 茨城県弁護士会副会長
	平成22年 2 月 いばらき法律事務所開設
	平成26年 4 月 日本司法支援センター茨城地方事務所副所長
	令和 元年10月 茨城県収用委員会予備委員（2期）
	令和 元年11月 茨城県公益認定等審議会委員
	令和 3 年 3 月 茨城県いじめ再調査委員会委員
	令和 7 年 4 月 茨城県弁護士会会長

【任命理由】

収用委員会は、土地収用法第51条に基づき、土地の収用又は使用の裁決を行う機関として設置されるもので、7人の委員をもって組織され、2人の予備委員を置いている。

候補者は、弁護士として土地収用法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会会長や日本司法支援センター茨城地方事務所副所長を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、2期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、収用委員会予備委員として適任であり任命しようとするものである。

4 土地利用審査会委員の任命について

土地利用審査会委員（定数５）が、令和７年１１月３０日付をもって任期満了となるので、国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第３９条第４項の規定に基づき、議会の同意を得て、次の者をそれぞれ任命しようとするものである。

藍 原 伸 夫

昭和３６年１月１５日生



現住所	茨城県水戸市		
学 歴	昭和５９年	３月	東京農工大学農学部卒業
職 歴	昭和５９年	４月	茨城県蚕業試験場
	平成２３年	４月	農林水産部産地振興課技佐
	平成２４年	４月	農林水産部農業経営課技術普及室長
	平成２５年	４月	農林水産部農業経営課技術・担い手支援室長
	平成２７年	４月	農林水産部産地振興課エコ農業推進室長
	平成２８年	４月	茨城県農業総合センター副センター長兼 企画情報部長
	平成３０年	４月	農林水産部農業技術課長
	平成３１年	４月	農林水産部技監兼農業政策課長
	令和 ２年	４月	農林水産部理事兼次長
	令和 ３年	３月	茨城県退職
	令和 ３年	５月	公益社団法人茨城県農林振興公社理事長
	令和 ４年	１２月	茨城県土地利用審査会委員（１期）

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第３９条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、５人の委員をもって組織される。

候補者は、昭和５９年の茨城県入庁以来、農林水産部技監兼農業政策課長や農林水産部理事兼次長などを歴任し、農林水産行政をはじめ県政全般について、優れた見識と幅広い視野を有し、茨城県農林振興公社理事長として、農林業の基盤整備等に取り組んでいる。

また、現在、１期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

大 月 一 代

昭和 4 3 年 1 月 1 日生



現住所	茨城県日立市		
学 歴	平成 3 年 3 月	茨城大学人文学部卒業	
職 歴	平成 3 年 4 月	財団法人日本不動産研究所	
	平成 9 年 4 月	大月不動産鑑定代表	
	平成 1 7 年 4 月	関東信越国税局土地評価審議会委員	
	令和 4 年 4 月	水戸家庭裁判所家事調停委員	
	令和 4 年 1 2 月	茨城県土地利用審査会委員（1 期）	
	令和 5 年 2 月	茨城県国土利用計画審議会委員	

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べるなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、不動産鑑定士として多くの土地の鑑定評価に携わるとともに、関東信越国税局土地評価審議会委員や茨城県国土利用計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

田 中 美 和

昭和 5 1 年 1 2 月 2 5 日 生



現住所	茨城県水戸市
学 歴	平成 2 2 年 3 月 慶應義塾大学大学院法務研究科修了
職 歴	平成 2 5 年 1 2 月 弁護士登録
	令和 元 年 9 月 茨城県景観審議会委員
	令和 2 年 1 0 月 水戸家庭裁判所家事調停委員
	令和 3 年 4 月 美和法律事務所開設
	令和 4 年 2 月 茨城県都市計画審議会委員
	令和 4 年 1 2 月 茨城県土地利用審査会委員（1 期）
	令和 5 年 2 月 茨城県国土利用計画審議会委員
	令和 5 年 4 月 茨城県入札監視委員会委員
	令和 6 年 4 月 茨城県弁護士会副会長
	令和 6 年 1 0 月 茨城県監査委員

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、弁護士として国土利用計画法をはじめとする各種法令に精通するとともに、茨城県弁護士会副会長や茨城県都市計画審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

また、現在、1 期目であり、適切に職務を果たしており、引き続き、これまでの経歴を生かした役割が期待できる。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

久 保 田 泉

昭和 5 0 年 4 月 1 2 日 生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	平成 1 6 年 3 月	学習院大学大学院法学研究科博士後期課程	修了
職 歴	平成 1 4 年 4 月	国立環境研究所 NIES アシスタントフェロー	
	平成 1 5 年 1 2 月	国立環境研究所研究員	
	平成 2 0 年 7 月	国立環境研究所主任研究員	
	平成 2 1 年 9 月	ジョージタウン大学ローセンター客員研究員	
	平成 2 2 年 9 月	ジョージタウン大学ローセンター客員研究員	任期満了
	平成 2 9 年 4 月	埼玉県地球温暖化対策の検討に関する専門委員会委員	
	令和 3 年 4 月	国立環境研究所主幹研究員	

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、国立環境研究所主幹研究員を務めており、地球環境問題等の分野において、専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、埼玉県地球温暖化対策の検討に関する専門委員会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。

堤 盛 人

昭和 4 3 年 5 月 2 日生



現住所	茨城県つくば市		
学 歴	平成 5 年 3 月	東京大学大学院工学系研究科修士課程修了	
職 歴	平成 5 年 4 月	三菱信託銀行株式会社入社	
	平成 9 年 6 月	東京大学大学院工学系研究科助手	
	平成 1 1 年 4 月	東京大学大学院工学系研究科講師	
	平成 1 5 年 4 月	筑波大学社会工学系助教授	
	平成 1 9 年 4 月	筑波大学大学院システム情報工学研究科 社会システム・マネジメント専攻准教授	
	平成 2 5 年 4 月	筑波大学システム情報系教授	
	令和 元年 1 2 月	茨城県固定資産評価審議会委員	

【任命理由】

土地利用審査会は、国土利用計画法第 3 9 条に基づき、土地取引の届出に対する知事の勧告について意見を述べることなどを行う機関として設置されるもので、5 人の委員をもって組織される。

候補者は、筑波大学システム情報系教授を務めており、都市計画の分野において、専門的な知識と豊富な経験を有するとともに、茨城県固定資産評価審議会委員を務めるなど、優れた見識と幅広い視野を有している。

以上のことから、土地利用審査会委員として適任であり任命しようとするものである。